

人権に関する社会教育指導資料

人権ワークショップ 2020



栃木県教育委員会事務局生涯学習課

はじめに

栃木県では、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」(平成 15 年 4 月 1 日施行)や「栃木県人権施策推進基本計画(2016~2025)」に基づき、全ての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のため、人権尊重の社会づくりを総合的に推進しています。

県教育委員会は、これらの趣旨を踏まえながら、「栃木県人権教育基本方針」(平成 13 年 11 月 6 日決定)に基づき、「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」の基本施策の一つに「人権尊重の精神を育む教育の充実」を位置付け、各種の取組を進めて参りました。

生涯学習課では、昭和 53(1978)年度から同和教育における指導資料の作成に計画的に取り組んできました。そして、平成 9(1997)年度からは、参加体験型学習(ワークショップ)を取り入れた「社会同和教育指導資料」を、同和教育が人権教育に発展的に再構築された平成 14(2002)年度からは、「人権に関する社会教育指導資料」を作成しています。

令和 2(2020)年は、世界中の国々が「新型コロナウイルス感染症」による影響を受け、日常生活を含めた様々な活動が制限される状況となり、新型コロナウイルス感染症に係る差別やいじめが社会問題となりました。私たちは、引き続き人権感覚を磨き人権意識を高揚させ、人権尊重の社会づくりへの気運を更に高めていくことが求められています。このため、今年度は、人権教育指導者への支援の一助となるよう既存のプログラムの手法を活用して「新しい生活様式」の下でも活用可能な資料を作成いたしました。

人権教育の推進に資するよう、社会教育をはじめ、様々な学習の場において、本資料を活用いただければ幸いです。

令和 3 年(2021)年 3 月

栃木県教育委員会事務局生涯学習課長 阿久津 守男

目 次

○はじめに

○目次

| | | |
|-----------------|-------|---|
| ○資料の構成と使い方 | ----- | 1 |
| ○栃木県における人権教育の推進 | ----- | 4 |

○プログラム

| | | | |
|---|------------------|-------|----|
| 1 | 【その他の人権問題】 | ----- | 10 |
| | あなたならどうしますか？ | | |
| 2 | 【子どもの人権】 | ----- | 18 |
| | たすけて、は見えにくい | | |
| 3 | 【インターネットによる人権侵害】 | ----- | 26 |
| | 見えてる？見えてない？ | | |

○手法

| | | | |
|---|---|-------|----|
| 1 | 【「新しい生活様式」における学習の手法】 | | |
| | ・フィルムフォーラム | ----- | 32 |
| | ・人権に関する絵本・図書の紹介 | ----- | 39 |
| 2 | 【「新しい生活様式」における人権が尊重された 雰囲気や環境づくりの手法】 | ----- | 42 |
| | ・アイスブレイキング集 | | |

○参考（表紙イラスト、出典・参考一覧、編集委員）

○奥付

資料の構成と使い方



本資料集の特徴

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来のような参加体験型学習の実施が難しい状況下でも講座が実施できるよう、以下の点に配慮しています。

①講座の時間

- 可能な限り学習者が「密閉」された中で「密集」する時間が長くないように、プログラムの実施目安時間を40分としています。学習環境により、学習者同士で行う意見交換の回数や、ワークシートに取り組む作業時間等で、学習時間の調整が行えます。

②学習者の活動内容

- 学習者同士の「密接」を避けるために、意見の共有は、ファシリテーターが集約して学習者に伝えるなどとしています。プログラムの肝要なところ、学習者に気付かせたいところに意見交換の時間を絞り、プログラムのねらいが達成されるようにしています。

③プログラムの構成

- 様々な学習環境に対応できるように、アイスブレイキングとメインアクティビティとなるプログラムを分けて掲載しています。アイスブレイキングには、本資料集で対応するプログラムも併記しているので、ファシリテーターが自由に組み合わせて現況を考慮した学習プログラムが構築できます。

【ステップ1】

「学習のねらい」を決めましょう。



【ステップ2】

「プログラム」から、ねらいに合ったものを選びましょう。



【ステップ3】

「人権が尊重された雰囲気や環境づくりの手法」から、学習者の状況に合ったアイスブレイキングを選びましょう。

講座の実施会場や活動時間、学習者の人数等を考慮して、「密閉、密集、密接」を避けた学習プログラムを組み立てます。

「プログラム」の展開内に目安となる時間が記してあります。学習者が話し合う時間等で、講座の実施時間を調整することができます。



デジタルデータの活用

本資料集は、県内関係各所にデジタルデータ（CD-ROM）で配布しています。

00

本資料の説明

- ・はじめに（表紙、はじめに、目次）
- ・資料の構成と使い方
- ・栃木県における人権教育の推進
- ・参考（表紙イラスト、出典・参考一覧、編集委員、奥付）

収録データ数

・資料 4

01

プログラム1【その他の人権問題】

あなたならどうしますか？

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の現状を理解するとともに、感染の有無に関わらず、互いの人権を尊重していくことの大切さについて考えます。

・展開案 1
 ・ワークシート 1
 ・資料 4
 ・スライド 1

02

プログラム2【子どもの人権】

たすけて、は見えにくい

児童虐待の実態について正しく理解するとともに、児童虐待をその家庭内だけの問題とするのではなく、社会全体の問題としてとらえ、私たちがそれぞれの立場でできることは何かについて考えます。

・展開案 1
 ・ワークシート 1
 ・資料 5
 ・スライド 1

03

プログラム3【インターネットによる人権侵害】

見えてる？見えてない？

インターネット（特にSNS）による人権侵害は、相手の立場や思いを理解せず、見えている部分だけで判断することが一因となることに気付き、インターネットを利用する際、他者の人権を尊重するために心掛けたいことを考えます。

・展開案 1
 ・ワークシート 2
 ・資料 1
 ・スライド 1

04

手法1【「新しい生活様式」における学習の手法】

新しい生活様式に基づいた学習を行うための手法として、「フィルムフォーラム」について紹介します。また、人権についての知識が深められる「人権に関する絵本・図書」を紹介します。

・展開案 1
 ・ワークシート 1
 ・資料・参考 4
 ・スライド 1
 ・図書紹介 1

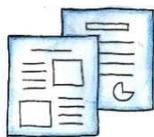
05

手法2【「新しい生活様式」における人権が尊重された雰囲気や環境づくりの手法】

新しい生活様式において、学習環境が制限されている中でも活用できるアイスブレイキングを紹介します。関連するプログラムも併せて表記していますので、人権教育講座の雰囲気や環境づくりとして活用できます。

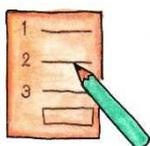
・展開案 10
 ・ワークシート 2
 ・資料 2
 ・スライド 10

各フォルダには、「展開案」、「ワークシート」、「資料」、「スライド」の各データを収録しています。これらのデータを活用することで、資料の印刷などの準備作業が容易になるほか、スライドデータを投影しながら学習を進めることができます。



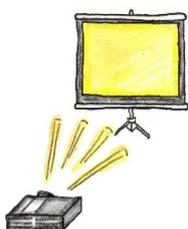
展開案

学習の展開や留意点などが確認できます。



ワークシート・資料

そのまま印刷して使用できます。



スライド

スライドのデータをプロジェクタ等で投影しながら学習を進行することができます。

※パソコン、プロジェクタ、スクリーンの準備が必要です。

CD-ROMに収録したファイルは読み取り専用で開きます。編集する際は、HDDやUSBメモリ等にファイルを保存して行ってください。



過年度の指導資料について

栃木県では、昭和53（1978）年度から、指導資料の作成を計画的に行っています。特に平成9（1997）年度から、参加体験型人権学習を中心とした実践的な人権意識を培うことができる社会同和教育指導資料を作成し、平成14（2002）年度以降は同和教育を人権教育として発展的に再構築し、「人権に関する社会教育指導資料」としてホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

栃木県 人権 指導資料

検索



人権ワークショップ2019について

平成30（2018）年度から、人権に関する社会教育指導資料を県内関係各所にデジタルデータ（CD-ROM）で配布しています。講座で活用できるスライド（パワーポイント）も掲載されていますので、併せて御活用ください。



栃木県における人権教育の推進



人権教育の取組

栃木県教育委員会では、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」（平成 15 年 4 月 1 日施行）及び「栃木県人権施策推進基本計画（2016～2025）」等を踏まえ、県内すべての学校すべての地域において人権教育を推進しています。その推進に当たっては、「栃木県教育振興基本計画 2020—教育ビジョンとちぎ—」のもと、各種施策に取り組んでいます。

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会

平成 13 年 11 月 6 日決定

平成 14 年 4 月 1 日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。



人権教育の目的と推進の内容

人権とは、人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利を意味します。

栃木県の人権教育は、すべての人々が互いの人権を尊重し、共に生きる社会を実現するため、人権尊重の精神の涵養を目的としています。また、推進に当たっては、教育活動全体をとおして、「人権が尊重された雰囲気や環境に関すること」、「豊かな人間性に関すること」、「人権意識に関すること」の三つの内容を扱うこととしています。三つの内容は、それぞれに相互補完し合うものです。

人権尊重の精神の涵養

豊かな人間性に関すること

生命を尊重する心などの倫理観、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心、個性を認め合う心、他者との共生や異質なものへの寛容性などを育てます。

【社会教育では…】

- ☆ 家庭、学校、地域社会の相互連携を促進し、自然体験活動などの様々な体験活動の充実を図ります。
- ☆ ボランティア活動などの社会貢献活動が推進されるよう環境整備に努めます。
- ☆ 各種の学級、講座等を通じ、学習者同士の交流を深めます。

人権意識に関すること

人権に関する知識や技能のほか、感性や人権感覚も含め、人権を尊重できる意識を高めます。

【社会教育では…】

- ☆ 「様々な人権問題」を扱う学習機会を意図的・計画的に設けます。
- ☆ 学習者のそれまでの学習状況や人権問題に対する理解度、地域の実情及び学級・講座等のねらいや学習者の構成などを踏まえ、課題を取り上げます。

三つの内容

人権が尊重された雰囲気や環境に関すること

一人一人を大切にされた雰囲気や環境（言語環境、学習環境等）をつくります。

【社会教育では…】

- ☆ 学習者を取り巻く環境づくりをとおして、人権教育の目標達成を目指します。そのために、一人一人の人権が尊重された雰囲気を醸成するとともに、学習過程そのものも人権が尊重された環境の中で行われるよう、常に配慮します。



社会教育における人権教育

社会教育における人権教育の実践に当たっては、幼児から高齢者までの生涯の各時期における様々な教育活動において、人権が尊重された雰囲気や環境の中で、豊かな人間性を育てることや人権意識を高めていくことが重要です。人権問題をテーマとした事業に加え、すべての事業を人権の視点から見直し、公民館等の社会教育施設で実施している青少年教育事業や家庭教育支援事業、高齢者対象事業等に人権教育推進の三つの内容を適切に位置付けることや、参加者がより主体的に学ぶことができるようにすることが求められます。



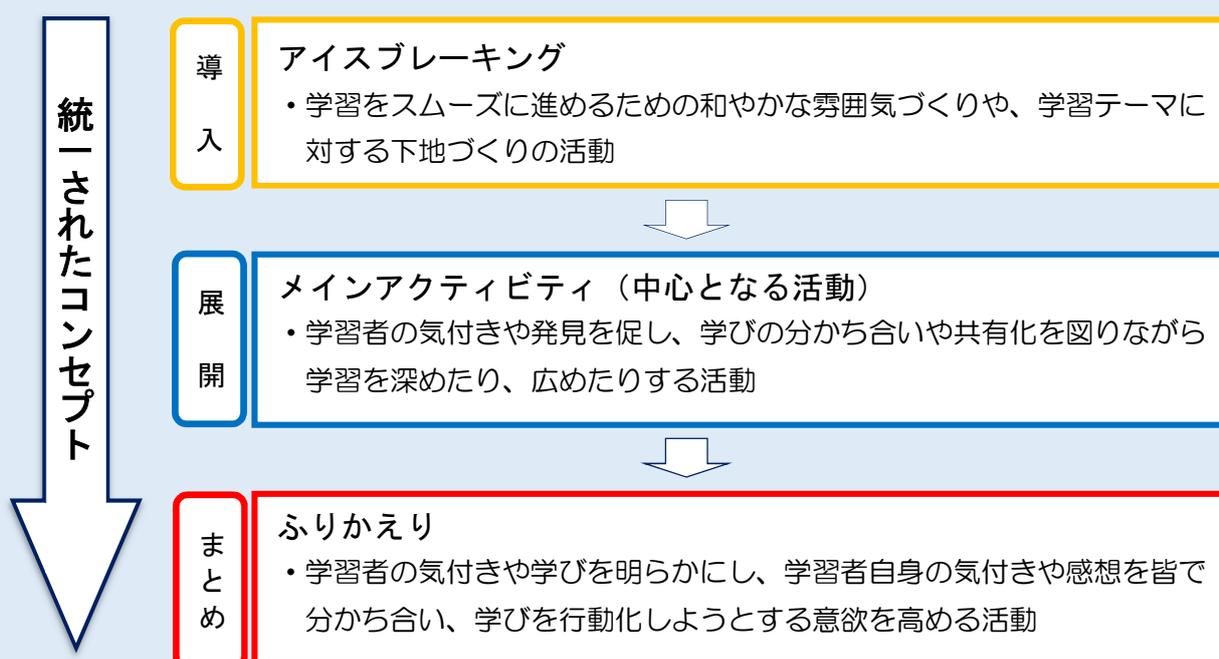
参加体験型学習（ワークショップ）の学習方法

社会教育における人権教育の学習方法には、「参加体験型」や「講義型」、「広報紙型」などがあります。本資料では、「参加体験型」を取り上げています。

参加体験型学習は、学習者の主体的な活動とコミュニケーション、気付きを養っていくための手法です。本県では、参加体験型学習をワークショップと呼び、人権感覚を磨き人権意識を高める手法として取り入れています。

参加体験型学習（ワークショップ）の手法を取り入れた学習を構成する三つの要素

ワークショップの学習展開計画は、統一されたコンセプト（一貫したねらい）のもと、原則としてアイスブレイキング、メインアクティビティ（中心となる活動）、ふりかえりの三つの要素で構成されます。





ファシリテーターの役割

参加体験型学習を進行する人を、本資料では「ファシリテーター」と呼んでいます。ファシリテーターは、「促進者」という意味です。和やかな雰囲気づくり、学習者同士のコミュニケーションの支援、気付きから行動につなげるための声かけなど、ねらいの達成に向けて学習者の活動を促進する役割を担います。

学習前

- 学習者の構成やニーズを考慮する。
- ねらいに合ったアクティビティを組み合わせて、プログラムをつくる。
- 年齢、所属、居住地などに配慮して、ペアにする方法を決定しておく。



導入

- アイスブレイキングをとおして学習者の緊張をほぐし、安心して参加できる雰囲気をつくる。
- 学習のねらいを確認する。
- 「三つの約束」を呼びかける。
(「三つの約束」はP8参照)



展開

- 学習者の反応や状況に応じて、内容や時間配分の対応を柔軟に行う。
- 全体を見渡して、学習者の活動状況を把握することに努める。
- 一人一人の考えを取り上げ、プログラムの進行に生かす。
- 正確な情報を提供する。



ふりかえり

- 振り返りの時間を十分に確保する。
- 結論やあるべき姿などを話してしまわないよう、十分に留意する。
- 学習者の気づきを促し、今後の態度や行動につなげるための声かけをする。



今日の学習では、素敵な気づきがありましたね。ほかの人の気づきからも新たな気づきが生まれますね。



学習後

- PDCA（Plan：企画→Do：実施→Check：評価→Action：行動）のサイクルに沿って、プログラムの評価改善を行う。
- ファシリテーター自身の進行の仕方や学習者への対応を振り返り、今後に生かせるようにする。



展開1の活動では、積極的な意見交換が行われていたから、内容や関わり方は適切だったね。

この人権問題を扱うときは、分かりやすい説明資料を準備したほうがいいな。

三つの約束

参加体験型学習の手法を用いた学習において、ねらいの達成のために学習者とファシリテーターがお互いに心掛けることです。



- 意見を押しつけない。
- 発言を強制しない。
- 個人情報を守る。 など、ファシリテーターも心掛けなければならない約束事ですね。

尊重

互いの考えや感じ方を
尊重しよう

- 相手の意見に耳を傾けましょう。自分の気持ちにも耳を傾けてみましょう。
- 発言を批評したり、自分の意見を押しつけないようにしましょう。
- 一人で話しすぎないようにしましょう。

参加

プログラムに
積極的に参加しよう

- 参加者一人一人が、積極的に参加するように心掛けましょう。
- 発言は、強制ではありません。聞いているだけでも十分参加していることとなります。

守秘

参加者の個人情報は
持ち帰らない

- 学習者が本音で語り合う内容には個人情報が含まれる場合があります。お互いに「守秘」の約束を確認することで、安心して話ができる環境を作りましょう。

プログラム

あなたならどうしますか？

～新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別について考えよう！～

その他の人権問題

ねらい

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の現状を理解するとともに、感染の有無に関わらず、互いの人権を尊重していくことの大切さについて考えます。

時間

40分

準備

主催者

資料①・②・③・④ ワークシート

参加者

筆記用具

展開

1 新型コロナウイルス感染症に関する人権問題について関心を高めます。

(1) 資料①をもとに、新聞やニュースで新型コロナウイルス感染症の感染者やその関係者（家族や医療従事者）に対して、人権が守られていないと感じた出来事について想起し、ワークシートに記入します。（参加者の様子を見て回り、意見をまとめて紹介し、共有する。）

2 「なぜ、感染症による偏見や差別が起こり、広がるのか？」について考えます。

(1) 資料②をもとに、過去にもあった主な感染症に関する偏見や差別などを説明します。

(2) 新型コロナウイルス感染症においても同じような現状が見受けられないか参加者に投げかけます。その後、なぜ、感染症による偏見や差別が生まれるのかについてワークシートに記入します。（参加者の様子を見て回り、意見をまとめて紹介し、共有する。）

(3) 資料③をもとに、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることを確認します。

3 「新型コロナウイルス感染症の感染者や関係者（家族や医療従事者等）はどんな不安や悩みを抱えているか？」について考えます。

(1) 自分や家族が感染したらどんな不安や悩みがあるか考え、ワークシートに記入します。（参加者の様子を見て回り、意見をまとめて紹介し、共有する。）

4 資料④をもとに、一人一人の人権が守られるためにはどうしたらよいか、今後、自分ができることや気を付けたいことについて考え、ふりかえりとしてします。

(1) 資料④の4コマ漫画の空欄の吹き出しに入る言葉を考え、記入します。（参加者の様子を見て回り、意見をまとめて紹介し、共有する。）

(2) 今後、自分ができることや気を付けたいことについて、ワークシートに記入します。（数人に発表してもらい、全体で共有する。）

(3) 今後、新たな感染リスクが生じても偏見や差別意識を生まないことの大切さを伝えます。

ファシリテーターの言葉かけ例（留意点）

展開1 5分

はじめに、資料①を御覧ください。イラストの中で気になるところや人権が守られていないと思うところはありませんか。他にも、新聞やニュースで新型コロナウイルス感染者やその関係者に対して人権が守られていないと感じた出来事がありましたか。思い出したことをワークシートに記入しましょう。（参加者の意見を見て回り、感染者宅に投石や落書き、県外ナンバーの車に投石やおおり運転、医療従事者の子どもが保育所から登園拒否、部活動での集団感染による誹謗中傷がSNSで拡散など、意見をまとめて紹介し、共有する。）

展開2 15分

次に、「なぜ、感染症による偏見や差別が起こり、広がるのか？」について考えてみましょう。資料②を御覧ください。感染症については、過去においても患者・元患者に対して偏見や差別がありました。今回の新型コロナウイルス感染症においても人権が侵害されている事例が起きています。とちまるくんの吹き出しに注目してみましょう。

では、なぜ、このような感染症による偏見や差別が起こり、広がってしまうのでしょうか。自分の考えをワークシートに記入してみましょう。（参加者の意見を見て回り、意見をまとめて紹介し、共有する。）

資料③を御覧ください。新型コロナウイルス感染症については、まだ分からないことが多いため、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながると言われています。そして、不安をあおることは病気に対する偏見や差別を強めます。病気に対する偏見や差別をなくすためには、病気について正しく知ること、正しく恐れることが大切です。

展開3 10分

もし、あなたやあなたの家族が新型コロナウイルス感染症に感染したら、どんな不安や悩みが出てくると思いますか。ワークシートに記入しましょう。（参加者の意見を見て回り、意見をまとめて紹介し、共有する。）

国立成育医療研究センターが行った「コロナ×こどもアンケート第2回調査」では、7～17歳の子ども約3割が「自分や家族が感染しても秘密にしたい」と回答しています。感染したことを責められるのではないかとこの恐れがあったのでしょうか。感染してしまった人はもちろん、その関係者も大変な思いをされています。

展開4 10分

資料④は、4コマ漫画をとおして新型コロナウイルス感染症と人権について考えるヒントとなる内容になっています。母親は息子にどんな言葉をかけたでしょうか。空欄の吹き出しに入る言葉を考えましょう。（参加者の意見を見て回り、意見をまとめて紹介し、共有する。）

誰もが新型コロナウイルス感染症に感染する可能性があります。一人一人の人権が守られるために、今後、自分ができることや気を付けたいことについて、ワークシートに記入してみましょう。（様子を見て）どなたか発表していただけますか。

今後、新たな感染リスクが生じても偏見や差別意識を生まないこと、そして正しく恐れることが大切です。ぜひ、今日の気づきをこれからの生活で生かすことができるといいですね。

～新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別について考えよう！～

- 1 新聞やニュースで新型コロナウイルス感染症の感染者やその関係者（家族や医療従事者等）に対して、人権が守られていないと感じた出来事がありましたか。思い出したことを書いてみましょう。

- 2 なぜ、感染症による偏見や差別が起こり広がるのか、あなたの考えを書いてみましょう。

- 3 自分や家族が新型コロナウイルス感染症に感染したら、どんな不安や悩みが出てくるか、あなたの考えを書いてみましょう。

- 4 新型コロナウイルス感染症の感染者やその関係者（家族や医療従事者等）を支えていくために、今後、あなたができることや気をつけたいことはどんなことですか？



資料①

あなたの周囲で、こんな光景はありませんか？



出典：「日本赤十字社：赤十字 NEWS 4月号」

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別の事例

- 感染者の自宅に石が投げ込まれてガラスが割られたり、壁に落書きをされたりした。県外ナンバーの車に対して、暴言やあおり運転、投石があった。
- 高等学校の部活動の寮を中心に100人以上が感染するクラスター（感染者集団）が発生した。SNS上で「マスクも着けずコロナをばらまいている。」との中傷が生徒の写真とともに拡散された。
- 集団感染が発覚した大学では、脅迫の電話やメールが寄せられた。学生がアルバイトの出勤を拒否されたり、教育実習を断られたりした。また、職員の家族が子どもの保育を断られる被害も出た。

参考：内閣官房 HP 「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」

過去にもあった主な感染症に関する偏見や差別の事例

HIV 感染症、エイズ

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、このウイルスによって身体の免疫機能を侵される病気のことをエイズといいます。感染経路が特定している上、感染力も弱いことから正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り感染を恐れる心配はありません。

【偏見や差別の事例】

医療の現場で診療の拒否、会社の健康診断で本人の同意なく感染の有無を検査しプライバシーを侵害

ハンセン病

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる病気です。手足などの末梢神経が麻痺したり皮膚に様々な変化が起こったりします。感染力は極めて弱く、発病した場合であっても、現在では、治療方法が確立し、適切な治療により完治できます。また、遺伝病ではないことも判明しています。

【偏見や差別の事例】

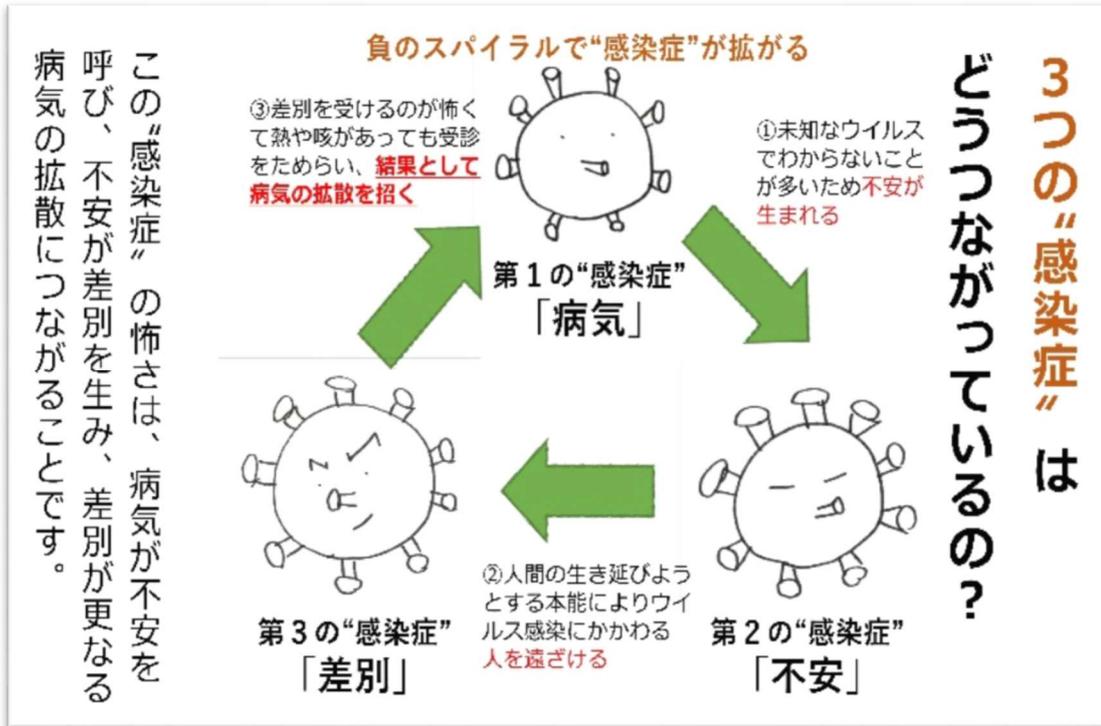
療養所に強制隔離、日常生活、職場における差別やプライバシーの侵害

【 ～感染症に関する偏見や差別の歴史から～ 】



感染症に関する偏見や差別の歴史を振り返ると、偏見や差別が起こる原因に共通点がありそうまる。

なぜ、感染症による偏見や差別が起こり、広がるのでしょうか？



出典：日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」より

考えよう！新型コロナウイルス感染症と人権

あなた自身をはじめ、家族や友人など、身近な人がいつ感染しても不思議ではない状況にあります。そうした中、一人一人の人権が守られるためにはどうしたらよいか、下の4コマ漫画を参考に考えてみましょう。



【作成協力: 矢板東高等学校・美術部】

誰もが新型コロナウイルスに感染する可能性があります。いわゆる「3つの密（密閉、密集、密接）」を避け、こまめな手洗い・うがいを行うなど感染防止に取り組みましょう。また、感染者やその関係者などへの誹謗や中傷をしない、プライバシーを守るなど人権に配慮した行動を心がけましょう。

メ 毛



A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, spanning the width of the page.

ファシリテーターの言葉かけ例（留意点）

展開1 5分

（資料①の周りを隠した） この絵日記を見てください。（時間をとる。）何か気付いたことはありますか。（数人に発表してもらおう。）

これは、児童虐待防止推進月間のポスターです。（資料①を配布する。）「声に出したくても出せない子がたくさんいます。」の言葉にもあるように、子どもは、虐待を受けていることを伝えたくても伝えられない傾向があります。

では、なぜ声に出せないのか、隣の人と意見を交換しましょう。（参加者の様子を見て回り、「見捨てられる」「よりひどい虐待を受ける」「誰に相談したらいいかわからない」「親をかばう気持ち」といった子どもの視点に寄り添った意見があれば取り上げて発表してもらおう。）

展開2 12分

資料②を御覧ください。これは、栃木県の児童虐待の状況です。（児童虐待相談対応件数が年々増えていること、被虐待者の8割が小学生以下、虐待者の9割が両親のうち6割が母親であること、虐待は4種類に分けられ心理的虐待が多いことを説明する。）「栃木県の児童虐待の実態」について感じたことをワークシートに書きましょう。

では、保護者はなぜ虐待をしてしまうのでしょうか。資料③の事例を読んでください。（時間をとる。）この母親が子どもに虐待をしてしまった原因を考えてみましょう。（数人に発表してもらおう。）他にも望まない妊娠、家庭の不和、経済的な問題、親自身の不安定な精神状態、子育ての悩みやプレッシャー、などが考えられます。

展開3 18分

資料④を御覧ください。「虐待を地域住民が防いだ事例」になります。時間をとりますのでお読みください。（時間をとる。）資料④を参考に、虐待を見逃さないため、自分が「親に対してできそうなこと」「子どもに対してできそうなこと」について考え、ワークシートに書きましょう。（参加者の意見を見て回り、親に対しては、子育ての苦勞に共感したり、話を聞いたりするなどして、子育て中の保護者の心の支えになること。子どもに対しては、挨拶や声かけをして、普段と違う様子に気付くように配慮するような意見を取り上げて共有する。）

虐待は早期に発見することが大切です。資料⑤を御覧ください。（時間をとる。）日頃から地域全体で関わっていくポイントとして、今後の参考にしてください。

展開4 5分

児童虐待は、しつけでも教育でもなく、まぎれもなく「人権侵害」です。子どもの権利条約で保障されている「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」を侵害する行為となります。

今日の活動をとおして考えたこと、感じたことを「ふりかえり」に書いてください。（参加者の意見を見て回り、まとめて紹介・共有する。）

資料①を再度御覧ください。あなたの身近なところで「もしかして、虐待？」と思った時には、児童相談所全国共通ダイヤル 189 に連絡する方法があります。空振りをおそれないで通告・相談することが大切です。そうすれば、絵日記のにじみもなくなるのではないのでしょうか。

ワークシート

「たすけて、は見えにくい」

1 「栃木県の児童虐待の実態」について感じたことを書きましょう。

Blank rounded rectangular box for writing answers to question 1.

2 子どもを虐待から守るために、自分ができそうなことは何ですか？

| 対象 | できそうなこと |
|---------|---|
| 親に対して |  |
| 子どもに対して |  |

ふりかえり

今日の活動をとおして、考えたことや感じたことを書きましょう。

Blank rounded rectangular box for writing reflections on the activity.

資料①



子ども虐待防止
オレンジリボン運動



たすけて、は見えにくい。

声に出したくても出せない子がたくさんいます。
間違っても大丈夫、あなたの通報で助かる命があります。

「虐待かな？」と思ったら、

児童相談所全国共通ダイヤル

- ・秘密は守られます。匿名でもかまいません。
- ・子育てについてどこに相談してよいかわからない時にご連絡ください。

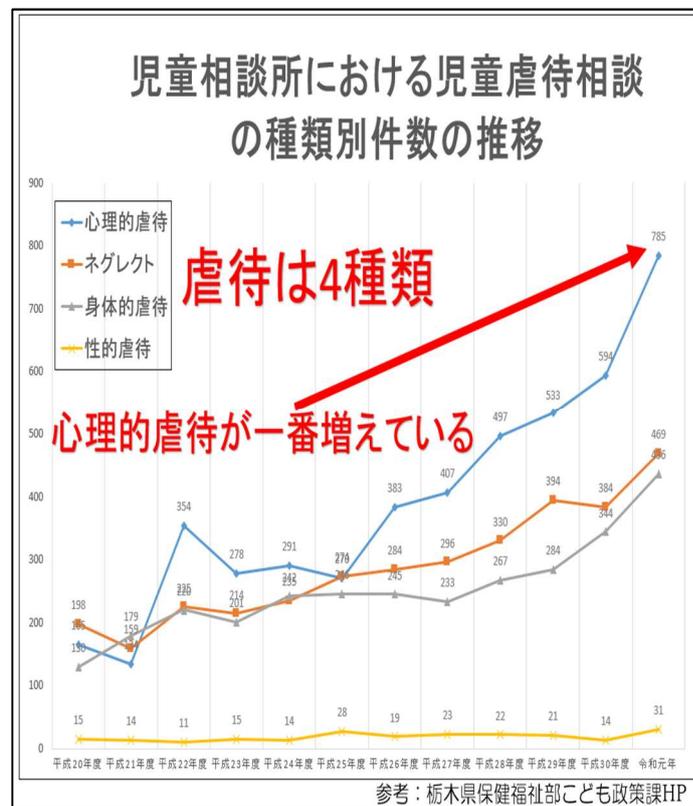
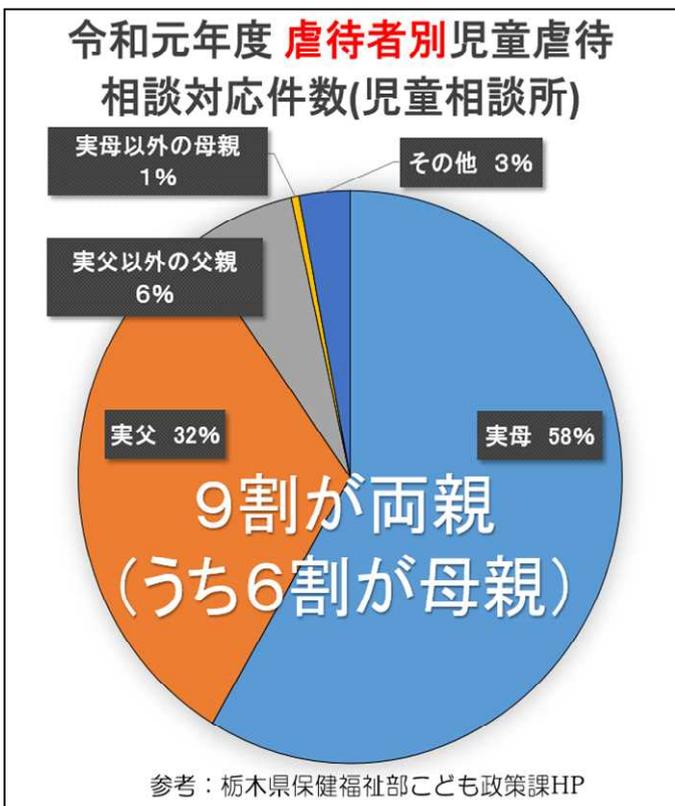
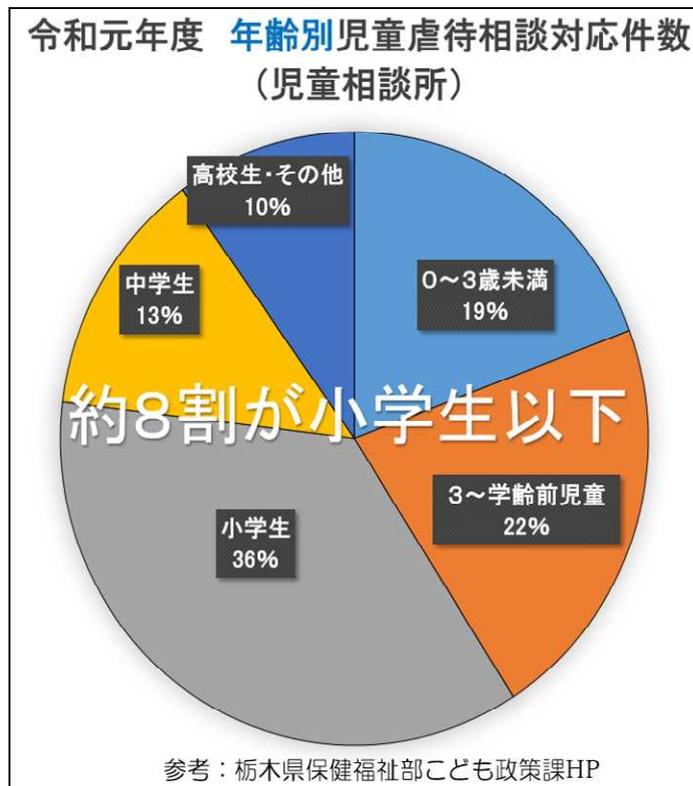
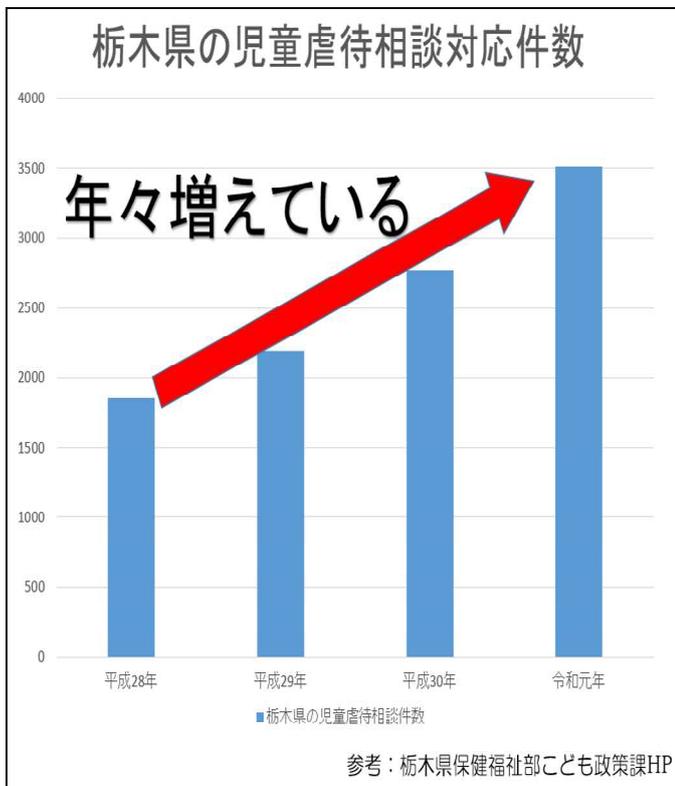
イチハヤク

189へ

※一部のIP電話からは利用できません

資料②

栃木県の児童虐待の実態



資料③

虐待をしてしまう保護者の事例から考えてみましょう

〈心理的虐待の事例〉

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(例) 言葉による脅かし、無視、拒否的な態度をとる、自尊心を傷つける言動をとる、他の兄弟・姉妹と著しく差別をする、夫婦間の暴力を子どもに見せるなど。

5歳と2歳の女の子の母親です。新型コロナウイルス感染症の影響で在宅勤務をする日が多くなりました。子どもと過ごす時間が増え、子どもの言動が目につきストレスがたまります。

そんな時に、仕事を邪魔されると、「あんたなんか死ね」「大キライ」と言ったり、無視したりしてしまいます。体じゅうの血液が逆流するように人格も自分でも別人のようになっていると思います。夫婦間のどなり合いのけんかも毎日のようにしてしまいます。



上記のほか、虐待にあたる行為

ネグレクト 保護者としての監護を著しく怠ること。

(例) 食事を与えない、入浴させない、病気でも病院に連れて行かない、子どもの意思に反して学校に行かせない、乳幼児だけおいて外出するなど。

身体的虐待 子どもの体に傷やあざなどが生じる（生じるおそれがある）ような暴行を加えること。

性的虐待 子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせること、見せること。

資料④

虐待を地域住民が防いだ事例

【近所から子どもの異常な泣き声と母の怒鳴り声が聞こえた】

朝9時過ぎ、近所から小さな女の子の激しい泣き声。同時に「何やってんだよ！ どうしてできないんだよ。」と母の怒鳴り声。窓を開けて確認すると「痛い！ やめて！」という女の子の叫び声も聞こえてきた。以前にも隣のアパートから何度か子どもの泣き声が聞こえていて、ベランダによく子どもの洗濯物が干してある部屋と思われた。「これは虐待かもしれない」と思い、子ども支援センターに通報した。通報を受けた支援センターは「現在もまだ泣いている」という内容のため、地域の民生・児童委員に連絡し、早急に状況確認を依頼。10分後に民生・児童委員はアパートへ駆けつけたが、泣き声は確認できなかった。その日のうちに支援センターが家庭訪問。母子に会うことができ、母は19歳で2歳の女兒を育てているひとり親家庭とわかった。母は「子どもがご飯をこぼしてばかりで怒っていた。何度言っても聞かないから怒るのはしかたないでしょ。」と言った。一人で子育てをしている母をねぎらい、2歳児の言動や関わり方などを説明。子育て相談の窓口として支援センターと健康サポートセンターを紹介した。支援センターは民生・児童委員および健康サポートセンターの保健師に協力を依頼。定期的な家庭訪問により子育てに未熟な母への助言をしていった。

資料⑤

虐待を早期に発見するためのポイント

虐待は、子どもの体や心を深く傷つけます。大きな影響をもたらす前に、できるだけ早期に発見し、支援につなげることが大切です。

以下のような様子が見られたら、虐待を疑う必要があります。

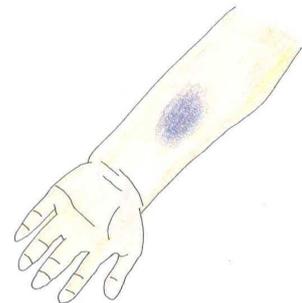
親の様子

- 地域との交流がなく、孤立している。
- 子どものけがに対して不自然な説明をする。
- 子どもを甘やかすのはよくないと、必要以上に強調する。
- 子どもに対して、拒否的な発言（なつかない、かわいくないなど）をする。
- 家の中にこもっていて、特定の人以外とのかかわりを避ける。



子どもの様子

- 原因がはっきりしないけがをよくしている。
- 衣服や髪の毛、顔、手足が不潔で不快なおいがする。
- 家や家族の話をしたがらない。
- 病気ではないのに、成長がおくれている。
- 夜おそく、子どもだけで家にいる。
- いつもお腹をすかせている。



家庭の様子

- 大声でどなったり、叩いたりする音がよく聞こえる。
- 夫婦や家族の関係が悪い。
- 理由がはっきりしない転居を繰り返している。
- 昼夜逆転など、生活リズムが乱れている。
- 子どもがいるのに、姿をめったにみかけない。
- 住人ではない人が頻繁に出入りしている。



※参考：栃木県保健福祉部こども政策課HP
「こんなことがあったら虐待も疑われます！」

見えてる？見えてない？

インターネットによる人権侵害

ねらい

インターネット（特に SNS）による人権侵害は、相手の立場や思いを理解せず、見えている部分だけで判断することが一因となることに気づき、インターネットを利用する際、他者の人権を尊重するために心掛けたいことを考えます。

時間

40分

準備

主催者
参加者

資料①・② ワークシート①・②
筆記用具

展開

1 電車内で起きた出来事について考えます。

- (1) ワークシート①の場面Aを見て、気になる人に丸をつけます。(数人を指名し、その理由を発表してもらおう。)
- (2) 場面Aを見て、ネクタイの若者が優先席に座っている理由と、学生がスマートフォンでネクタイの若者を撮影しようとしている理由を想像し、ワークシートに記入します。(参加者の様子を見て回り、意見をまとめて紹介し、共有する。)
- (3) 資料①の場面Bを見て、電車内でネクタイの若者が優先席に座っていた本当の理由について知り、感じたことについて発表します。(数人を指名する。)

ワークシート①の場面A「電車内の様子」



2 資料②「SNS への書き込み」について考えます。

- (1) 資料②の「SNS への書き込み」をしてしまったことが、どのような問題を引き起こす可能性があるかを考え、ワークシートに記入します。
- (2) (1) について、隣の人と意見を交換し、発表します。(数人を指名する。)
- (3) インターネット上での情報削除の難しさについて知ります。

資料②「SNS への書き込み」



3 今日の活動のふりかえりをし、意見を共有します。

- (1) 今日の活動を振り返り、インターネット（特に SNS）を利用する際、他者の人権を尊重するために心掛けたいことを考え、ワークシートに記入します。
- (2) 決められた順路で全員のワークシートを見て歩き、全体で共有します。

ファシリテーターの言葉かけ例 (留意点)

展開1 15分

ワークシート①の場面Aを見てください。ある電車の中の様子です。気になる人に丸をつけてください。また、なぜ気になるのかその理由も教えてください。(数人を指名し、発表してもらおう。)いろいろなことが気になると思いますが、ここからはネクタイの若者と学生に注目して考えたいと思います。ネクタイの若者が優先席に座っている理由と、学生がスマートフォンでネクタイの若者を撮影しようとしている理由を想像してみてください。想像したことは、ワークシートに記入します。(参加者の意見を見て回り、意見をまとめて紹介し、共有する。)

実はこの場面Aには続きがあります。(資料①場面Bを配布)資料①の場面Bを見てください。ネクタイの若者が電車を降りようとして立ち上がったところです。こちらを見てどのように感じましたか。(数人を指名し、発表してもらおう。)

部分的な情報だけで判断するのではなく、その背景を考え、立場や思いについて理解しようとするのが、相手を尊重することにつながります。

展開2 10分

(資料②を配布)資料②を御覧ください。これは学生がスマートフォンを使ってネクタイの若者を撮影し、SNSに投稿したものです。この「SNSへの書き込み」が、今後どのような問題を引き起こすと思いますか。ワークシートに記入し、隣の方と話し合ってください。(数人を指名し、発表してもらおう。)

このような書き込みによって、肖像権やプライバシーが侵害され、事実と異なる情報や個人情報公開されるばかりでなく、誹謗中傷が行われ、それらが拡散される可能性があります。また、これらは本人の意思にかかわらず、匿名の第三者によってエスカレートしてしまうこともあります。

一度インターネット上で公開された情報を完全に削除することが困難であることを、入れ墨(タトゥー)を完全に消すことが困難であることに例えて「デジタルタトゥー」と呼ぶことがあります。つまり、一度公開された情報は世界中の人々がいつまでも閲覧することができてしまうこととなります。

この書き込みをした学生は、電車から降りようとしているネクタイの若者をどのような気持ちで見ていたのでしょうか。書き込みを見ただけで反応した人たちは、ネクタイの若者に対する部分的な情報により生じた思い込みを抱き続けるかもしれません。

展開3 15分

今回は、インターネット、特にSNSによる人権侵害について考えました。これらを利用する際、他者の人権を尊重するために心掛けたいことを考え、ワークシートに記入しましょう。スマートフォンを利用していない方も、持っている身近な人に対してできることを考えてみてください。これからお伝えする順路で全員のワークシートを見て歩きましょう。(密集しないように順路を指示する。)

私たちの生活に欠かせないインターネットが人権侵害の道具とならないように、私たち一人一人が正しい使い方を心掛けていきたいものです。

ワークシート①

見えてる？見えてない？

【場面A】

おばあちゃん（ ）

おじいちゃん（ ）

ネクタイの若者（ ）

妊婦（ ）



学生（ ）

この場面を見て気になるのは誰まる？



ワークシート②

- 若者はなぜ優先席に座っているのでしょうか。学生はなぜスマートフォンで写真を撮っているのでしょうか。その理由を想像してみましょう。

| | |
|---------|----|
| ネクタイの若者 | 学生 |
|---------|----|

- SNS への書き込みについて、どのような問題を引き起こす可能性があるか考えてみましょう。

ふりかえり

インターネット（特に SNS）を利用する際、他者の人権を尊重するために心掛けたいことを、今日の活動を振り返りながら考えてみましょう。

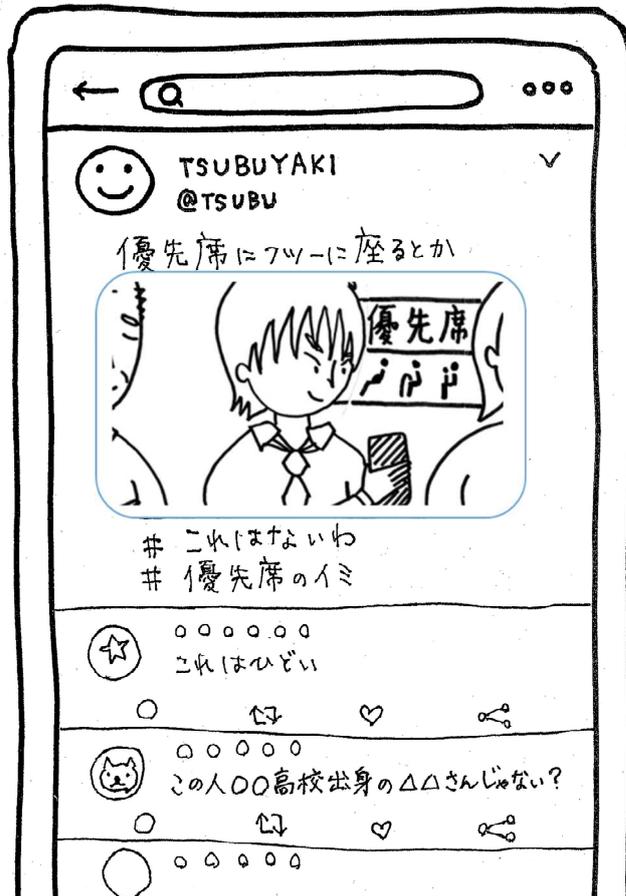
資料①

【場面B】



資料②

【SNS への書き込み】



手 法 紹 介 1

- ・ フィルムフォーラム
- ・ 人権に関する絵本・図書の紹介

「新しい生活様式」における学習の手法

～ フィルムフォーラム ～

ポイント

フィルムフォーラムは、様々な人権問題について映像資料を用いて学習者がそれぞれで考えます。学習者の動きが少なく、新しい生活様式に適した学習プログラムを構成することができます。

| | | | | |
|----|--------------|----|------------|---------------------------------|
| 時間 | 20分+ 上映時間 | 準備 | 主催者 参加者 | 資料① ワークシート 映像資料(参考②を参照) 筆記用具 |
|----|--------------|----|------------|---------------------------------|

展開

1 「人権問題」はどのようなものかを考え、被害者に共通することを考えます。

- (1) 本日の映像のテーマについて、知っていることを考えます。
- (2) 資料①を参考に、女性や子ども、高齢者の人権が守られないことについて、共通点を考えてワークシートに記入し、隣の人と話し合います。
「少数者・弱い(不利な)立場・違い」のいずれかが、被害者の共通点であることを確認します。

2 「先入観や思い込み」について、考えます。

- (1) 日常生活にある「先入観や思い込み」で、自分がしたこと(加害者)、されたこと(被害者)を、それぞれワークシートに記入します。

3 映像を視聴します。

- (1) 視聴の前に、映像資料のあらすじを紹介します。
- (2) 視聴するときに、「少数者・弱い(不利な)立場・違い」と「先入観や思い込み」に注意することを伝えて、視聴を開始します。

4 活動のふりかえりをします。

- (1) 映像の感想を、隣の人と話し合います。
- (2) 活動をふりかえりながら、人権が守られた社会をつくるために大切だと思うことをワークシートに記入します。

ファシリテーターの言葉かけ例（留意点）

展開1 10分

今日は、皆さんと人権問題について映像を見ながら考えていきたいと思います。

今日の映像のテーマは「〇〇〇についての人権問題」ですが、このテーマを聞いて最初に何が浮かびますか？少し考えてみてください。（考えたことを、数人に発表してもらおう。）

次に、資料①を見てください。ここには15個の人権問題が挙げられています。これ以外にも、社会環境の変化に伴って新しい人権問題が出てくることがあります。

では、ここに出ている問題をよく見てください。例えば、女性や子ども、高齢者の人権が守られないことについて、共通することがあります。その共通点は何でしょうか。自分の考えをワークシートに記入してみてください。記入ができましたら、隣の人とお互いの考えを話し合ってください。（話し合ったことを、数人に発表してもらおう。）

三者の人権が守られにくいことには、「弱い（不利な）立場に置かれやすい」という共通点があります。人権を侵害してくる相手よりも弱い（不利な）立場にいることから、問題が発生しやすいと考えられます。弱い（不利な）立場の人だけではなく、大勢に対する「少数者」や、他者との「違い」によって人権が守られないこともあります。

展開2 5分

また、知らないことが、無意識に人権が守られないことにつながる危険性もあります。確かな知識に基づいてではなく、自分の中の「先入観や思い込み」で判断してしまうことはありませんか？反対に、「先入観や思い込み」のために嫌な思いをしたことはありませんか？自分の考えをワークシートに記入してみてください。記入ができましたら、隣の人とお互いの考えを話し合ってください。

両方の経験で意見が出るということは、誰しものが加害者にも被害者にもなってしまう可能性があるということですね。

展開3 上映時間

では、ここまで確認してきた「少数者・弱い（不利な）立場・違い」や、「先入観や思い込み」によって人権が守られない状況を生む危険性が高いということを踏まえて、映像を見てください。

展開4 5分

映像は以上です。印象に残った場面、気になった場面はありませんでしたか？少し時間をとりますので、隣の人とお互いの考えを話し合ってください。（話し合ったことを、数人に発表してもらおう。）

今日の時間で、何か気付いたことはありましたか？人権を考える上で大切なことは、「気付くこと」です。「あれ？」「いいのかな？」など、そういう感覚が大切です。日常生活での思い込みや先入観にとらわれてしまうと、「少数者・弱い（不利な）立場・違い」に気付きにくくなってしまいます。

今日の講座で皆さんが、人権が守られた社会をつくるために大切だと思うことは何でしょうか。ワークシートに記入しながら、ふりかえりをしてみてください。

- 1 女性や子ども、高齢者の人権が守られないことについての共通点は何があるか、考えてみましょう。



- 2 先入観や思い込みにより、自分の中で判断してしまったこと、嫌な思いをしたことを思い返してみましょう。

判断してしまったこと

(例) 隣人が平日の日中に自宅にいたので、専業主婦(夫)だと思った。



嫌な思いをしたこと

(例) 体格で判断されて、運動が苦手だと思われていた。



- 3 これから人権が守られていくために大切だと思うことを、今日の活動とともにふりかえりましょう。



様々な人権問題

私たちが生きる現代社会には、様々な人権問題が存在しています。これらの問題を解決し、すべての人の人権が尊重された社会を実現するため、正しく理解しましょう。

女性

性差により女性が不利益を受ける問題があります。女性に対するあらゆる暴力(DV※1、セクハラ※2、性犯罪、ストーカー行為等)が根絶されること、就職・昇進による性差がなく、女性個人の意思であらゆる分野に参画できること、女性の育児・介護負担などに性差がないことなどの社会実現が求められています。

子ども

日本は1994年「子どもの権利条約※3」を批准し、子どもの生命・人権を守り健全な成長をめざして取り組んでいます。児童虐待、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等の防止に関する法整備を図っています。また学校でも生徒の成長に重大な影響を与えるとしていじめ、暴力行為、不登校、体罰等の対策が行われています。

高齢者

人はいくつになっても生きがいを持ち、安心して自立した生活を送りたいと願っています。しかし、身体・精神的衰えの理由による高齢者に対する就職差別や、要介護者への身体・心理・経済的虐待等が増えています。高齢者の心情に寄り添ったり、地域全体が高齢者を支えたり、生活の質を向上させていくことが対策として求められています。

障害者

日本は1990年代にノーマライゼーション※4の考え方を導入し、ともに幸福な人生を目指して暮らすことを社会の基本としています。障害がある人を特別視するのではなく、一般社会の中で生活しやすいように環境を整え、障害の有無にかかわらず、個人がもつ意欲と能力を発揮できる社会の実現が大切です。

同和問題

日本の歴史過程でつくられた身分差別により、同和地区と呼ばれる特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、就職や結婚の際に差別を受けることがあります。根拠のない噂や固定観念にとらわれずに、正しい認識をもつことが大切です。

外国人

言語や宗教、生活習慣の違いから、様々な問題が発生しているほか、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が行われるなどの問題もあります。互いに尊重し合い、ともに暮らしていく多文化共生の意識をもつことが大切です。

HIV感染者・ハンセン病患者及び元患者

医学的に不正確な知識や過度の危機意識は、HIV感染者やハンセン病患者等への偏見や差別意識を生んできました。現在、新型コロナウイルス感染症が世界的な拡大を見せる中、感染者やその家族、医療従事者などが差別を受けるなどの事案も発生しています。

犯罪被害者とその家族

犯罪被害者やその家族は、事件の直接的被害のほかに精神的・経済的負担にさらされます。また風評や報道によりプライバシーが侵害される等の二次的被害もあります。犯罪被害者やその家族の置かれた立場とその心情をきちんと理解し、社会全体で支えていくことが求められています。

インターネットによる人権侵害

インターネットは、気軽に情報発信ができる特性から、トラブルに発展するケースが多発しています。また、一度掲載された情報は掲載した人の意思にかかわらず、広がる可能性が大きいです。一人一人が他者の人権への配慮を心がけ、適切な情報管理をしていくことが求められています。

災害に伴う人権問題

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故では、被災者や福島への偏見や差別といった風評被害や避難した子どもへのいじめなどの問題が発生しました。災害は、発生後の救済・復旧・復興のすべての過程において「人権」の視点で捉えることが必要です。

アイヌの人々

古くから北海道を中心に住んでいたアイヌの人々は、独自の文化や伝統を築いてきました。しかし、今なお結婚や就職における差別が残っています。少数民族であるアイヌの人々の文化・伝統を学び理解することで、アイヌの人々の尊厳を尊重することが大切です。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人には、更生の意欲があっても、周囲の偏見や差別意識によって、就職を断られたり、入居を拒否されたりするなど、社会復帰が困難となる問題があります。刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を送るためには、周囲の理解と協力が必要です。

性的指向・性同一性障害者(LGBT)にかかわる人権問題

性のあり方は、一人一人異なります。恋愛対象が同性や両性に向かう人、体の性と心の性に不一致を感じる人などさまざまです。しかし、周囲からの偏見や差別により、日常生活で不自由を感じている人がいます。社会全体が、性に対する多様なあり方について理解を深めていくことが大切です。

ホームレス等生活困窮者にかかわる人権問題

様々な事情で経済的に困窮な状況となり、やむにやまれず公園や道路などで生活している人々がいます。こうした人々が、嫌がらせや暴行を受ける問題や社会とのつながりが薄れ、自ら助けを求められないなどの問題があります。相談窓口の周知や個々の状態に応じた支援が必要です。

北朝鮮当局による拉致問題等

1970～80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となり、その多くは北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになりました。日本政府は、これまでに2002年に帰国した5名を含め17名を拉致被害者として認定しています。拉致問題早期解決には、国民と国際社会の理解と支持が大切です。



【参考】
「栃木県人権施策推進基本計画(2016～2025)」
栃木県 平成28年 3月
「人権について考える～人権って何だろう?～」
栃木県 平成30年10月

※1 DV…Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略称で、配偶者からの暴力のことです。また、デートDVとは交際相手など親密な関係にある人(配偶者を除く)からの暴力のことです。 ※2 セクハラ…セクシュアル・ハラスメントの略称で、性的な言葉や行為で行う性的嫌がらせのことです。 ※3 「子どもの権利条約」…国際連合が1989年に採択した「児童の権利に関する条約」の通称です。 ※4 ノーマライゼーション…障害者の生活をできるだけ一般の市民と同様な生活に近づけることで、障害の有無にかかわらずともに生きる社会が本来の社会であるという考え方のことです。1994年「障害者差別法」改正により導入。

フィルムフォーラムについて

映像資料等を視聴し、参加者全員で感じたことや意見を述べあう手法を、フィルムフォーラムと
いいます。

利 点

- 人のぬくもりや優しさ、生きることの素晴らしさを具体的な場面をとおして考えることができます。
- 参加者全員が、映像視聴により得られる**共通の疑似体験**をもとに話し合いを進めることができます。
- 視聴者に映像をとおして直接訴えかけるため、**内容の理解が容易**です。
- 参加者の身近にある様々な人権問題について、**共感的な理解**を図ることができます。
- 参加者の日常生活とからめて考えることができるので、**多様なテーマに対応**することができます。
- 参加者の動きが少なくすみ、移動に配慮が必要な方が多く参加される講座や、大人数での研修にも対応できます。

留意点

- 研修参加者の実態に合わせ、学習のねらいや目的に合った教材を選定するとよいでしょう。
- 内容を十分に把握し、視聴のポイントや話し合いの観点を明確に示せるように、事前に視聴しておくとういでしょう。
- 時間配分を考慮し、視聴後に話し合いの時間を十分確保できるようにするとよいでしょう。

学習の進め方

- 1 人権問題がなぜ起きるのかを考えます。共通点に気付くことで、講座への学習意識を高めることができます。
- 2 映像資料を視聴します。
- 3 研修のねらいや目的、視聴のポイントに基づいて、グループや全体で話し合いをします。視聴後に、短い時間でも話し合いをすることによって、相互のコミュニケーションや個人の意見を認め合うことの大切さに気付かせることができます。
- 4 話し合いの内容等について、学習者自身のふりかえりや講師によるまとめを行います。また、補足説明をすることで、人権問題に対する正しい理解と認識を深めることができます。

参考②

主な人権啓発映像資料

| タイトル | 内容 | 制作年 | 時間 | 媒体 |
|--|---------------------------------------|-------|-----|-----|
| 雲が晴れた日 | 人権一般 | 1999年 | 53分 | VHS |
| 桃色のクレヨン | 子どもの人権、障害者の人権 | 2006年 | 28分 | VHS |
| あなたの職場は大丈夫？ | 職場の人権、えせ同和行為 | 2011年 | 46分 | DVD |
| ほんとの空 | 地域社会における人権 | 2012年 | 36分 | DVD |
| imagination 想う つながる 一歩ふみだす | 子どもの人権、同和問題、 障害者の人権 | 2013年 | 34分 | DVD |
| わたしたちの声 3人の物語 | 「全国中学生人権作文コン テスト」入賞作品をもとに したドラマ | 2014年 | 45分 | DVD |
| あなたが あなたらしく生きるた めに～性的マイノリティと人権 | 性的マイノリティの人権 | 2014年 | 30分 | DVD |
| わっかカフェへようこそ ～ココロまじわるヨリドコロ～ | インターネットによる人 権侵害、高齢者の人権、外 国人の人権 | 2015年 | 35分 | DVD |
| 聲の形 | 障害者の人権、いじめ | 2015年 | 30分 | DVD |
| すべての人々の幸せを願って ～国際的視点から考える人権～ | 人権に関する国際条約 | 2015年 | 35分 | DVD |
| あなたに伝えたいこと | インターネット時代におけ る同和問題 | 2015年 | 36分 | DVD |
| インターネットと人権 加害者 にも被害者にもならないために | インターネットと人権 | 2016年 | 30分 | DVD |
| 外国人と人権違いを認め、共に生 きる | 外国人と人権 | 2016年 | 33分 | DVD |
| アニメ「めぐみ」 | 北朝鮮による日本人拉致問 題 | 2018年 | 25分 | DVD |
| ハンセン病を知っていますか？ ～栃木県出身のハンセン病療養 所入所者の証言～ | ハンセン病元患者 | 2019年 | 43分 | DVD |

※栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課「人権啓発ビデオソフト一覧」を基に作成

視聴覚教材を探してみよう

問い合わせ先（県内）

- ★栃木県教育委員会
- 総務課人権教育室 028-623-3363
- 河内教育事務所 028-626-3183
- 上都賀教育事務所 0289-62-7167
- 芳賀教育事務所 0285-82-3324
- 下都賀教育事務所 0282-23-3422
- 塩谷南那須教育事務所 0287-43-0176
- 那須教育事務所 0287-23-2177
- 安足教育事務所 0283-23-1471
- 県視聴覚ライブラリー 028-665-7207

- ★栃木県人権・青少年男女参画課人権施策推進室
とちぎ人権啓発情報センター 028-623-3027

★宇都宮地方法務局

- 宇都宮地方法務局人権擁護課 028-623-0925
- 宇都宮地方法務局日光支局 0288-21-0309
- 宇都宮地方法務局真岡支局 0285-82-2279
- 宇都宮地方法務局大田原支局 0287-23-1155
- 宇都宮地方法務局栃木支局 0282-22-1068
- 宇都宮地方法務局足利支局 0284-42-8101

問い合わせ先（県外）

- ★公益財団法人 人権教育啓発推進センター
人権ライブラリー 03-5777-1919
- ★YouTube「人権チャンネル」
<https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>

人権に関する視聴覚教材の相談は、まず、近くの教育事務所ふれあい学習課もしくはとちぎ人権啓発情報センターまで、問い合わせして欲しいまる。



「新しい生活様式」における学習の手法

～ 人権に関する絵本・図書の紹介 ～

ポイント

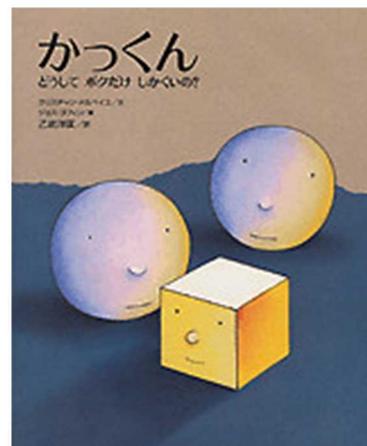
人権問題についてわかりやすく著したものを紹介します。自己研鑽のほか、講座等のちょっとした時間で、読み聞かせ等にも活用することができます。ここに掲載しているものは県内の公立図書館に所蔵されています。

おすすめの絵本



『せかいのひとびと』
ピーター・スピアー／絵と文
評論社

世界には様々な人種、民族、文化があり、様々な考え方がある。多様性を学ぶための基本書です。



『かっくん』
クリスチャン・メルベイユ／作
ジヨス・ゴフィン／絵
講談社

どうしてボクはみんなと違うのだろう。違いを認め合うことの大切さを考える絵本です。



『マチルダとふたりのパパ』
メル・エリオット／作
岩崎書店

パパが二人って、「ふつう」のおうちと違うのかな？子どもらしい視点での気づきが共感を呼びます。



『あしなが』
あきやまただし／作・絵
講談社

あいつは最低のやつ「らしい」。先入観や思い込みで人を傷つけていませんか？自分の目で判断することが大切です。



『ありがとう、
パトリシア・ポラッコ／作・絵』
岩崎書店

主人公・トリシャの苦しみや喜びをとおして、障害を理解し、個性を尊重することの大切さに気付かされる一冊です。



『あのと
きすきにな
ったよ』
薫くみこ／作
飯野和好／絵
教育画劇

「人と違うこと」を理由に、無意識に差別していませんか？その人を知り理解することで、きっと分かり合えるはずです。

おすすめの図書

| 人権課題 | タイトル | 著者 | 出版社 | 出版年 |
|------|-----------------------|--------------------------|--------|------|
| 人権一般 | 21世紀の人権 | 江原由美子/監修 | 日本評論社 | 2011 |
| 人権一般 | 人権ってなんだろう？ | アジア・太平洋人権情報センター/編 | 解放出版社 | 2018 |
| 人権一般 | 人権の世界地図 | Andrew Fagan/著 長島隆/監訳 | 丸善出版 | 2019 |
| 人権一般 | ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー | ブレイディみかこ/著 | 新潮社 | 2019 |
| 女性 | 男女平等はどこまで進んだか | 山下泰子 矢澤澄子/監修 | 岩波書店 | 2018 |
| 子ども | 世界中の子どもの権利をまもる30の方法 | 荒牧重人/監修 | 合同出版 | 2019 |
| 障害者 | 障害者差別を問いなおす | 荒井裕樹/著 | 筑摩書房 | 2020 |
| 同和問題 | 部落問題と向き合う若者たち | 内田龍史/編著 | 解放出版社 | 2014 |
| 外国人 | 外国人労働者・移民・難民ってだれのこと？ | 内藤正典/著 | 集英社 | 2019 |
| 性的指向 | 性の多様性ってなんだろう？ | 渡辺大輔/著 | 平凡社 | 2018 |
| 拉致問題 | 13歳からの拉致問題 | 蓮池透/著 | かもがわ出版 | 2013 |

手 法 紹 介 2

・アイスブレイキング集

知っていますか？100円玉

関連するプログラム

- プログラム1
あなたならどうしますか？
- プログラム2
たすけて、は見えにくい
- プログラム3
見えてる？見えてない？

形態：個人、ペア

時間：10分程度

対象：小学生以上

人数：何人でも

準備物：参加者用ワークシート、100円玉の拡大図

展開のしかた

言葉かけ例

- 1 100円玉を頭の中に思い浮かべます。

【表】

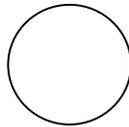


【裏】



- 2 思い浮かべた100円玉の表面を詳しく描きます。

知っていますか？100円玉



- 3 自分が描いた絵と100円玉の拡大図とを比べ、思ったことや感じたことを発表します。

【例】
・何気なくしか見ていなかった。
・見ているつもりだった。

- 4 日本の硬貨についての話を聞きます。

1 100円玉を思い出してみてください。裏面は「100」とあります。では、表面を思い浮かべてください。

2 今、思い浮かべた100円玉の表面をできるだけ詳しく描いてみましょう。

3 (1) 絵を描いてみて、どんなことを感じましたか。自分が描いたものと実際の100円玉とを比べて、どんなことを感じましたか。
(2) 物事を正しく見るためには、意識して見るのが大切です。普段の生活でも生かせることはありませんか。

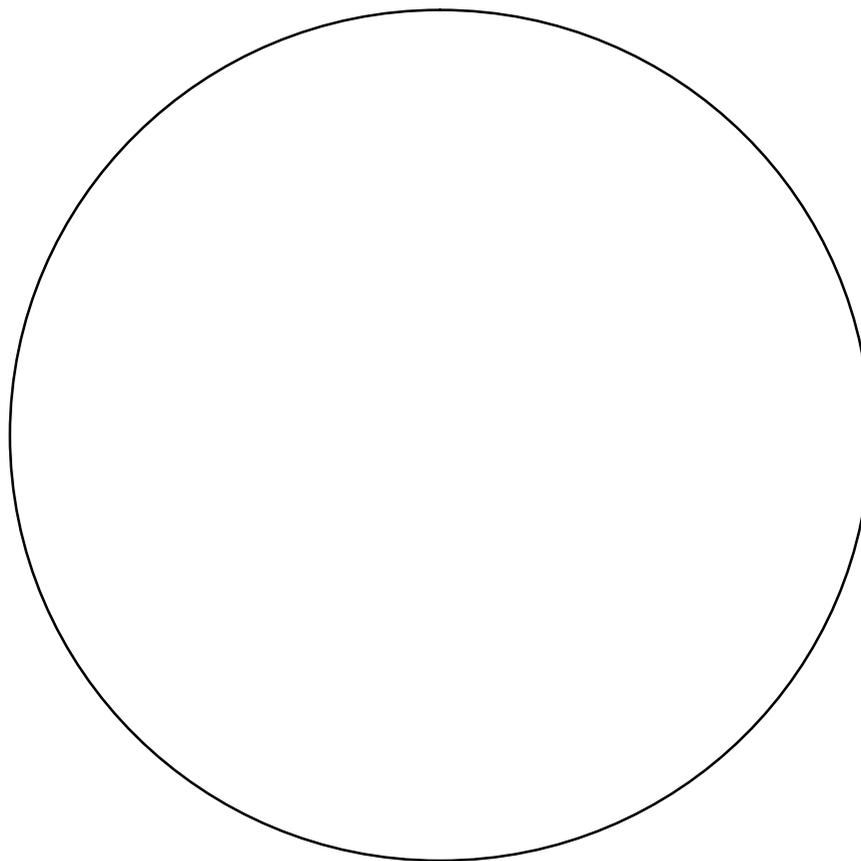
4 日本の硬貨のデザインについてお話しします。日本の硬貨は手で触るだけで判別できます。5円玉と50円玉、10円玉と100円玉は、それぞれ、穴があるか、縁にギザがついているかどうかで違いがわかります。

☆人権教育上のポイント

身近にある「100円玉」を改めて思い出し、描く活動をとおして、普段見慣れてよく触れているものでも、正しく記憶しているわけではないことに気付きます。そして、物事をよく見て、正しく理解しようとする意識を高めます。

ワークシート

知っていますか？ 100 円玉



ピクトグラムで考えよう

関連するプログラム

○プログラム1

あなたならどうしますか？

形態：全体・ペア

時間：10分程度

対象：小学生以上

人数：何人でも

準備物：ワークシート、例示用のピクトグラム、筆記用具

展開のしかた

言葉かけ例

- 1 「ピクトグラム」について説明を聞き、その例示からピクトグラムへの関心を高めます。



- 2 ワークシートを配付し、ピクトグラムが何を表すか考えて、記入します。

①



②



③



④



⑤



⑥



- 3 簡単な絵であっても意味が伝わることの重要性に気が付きます。また、自己紹介での実例から、各々が生活習慣に感染症予防を取り入れていることを知ります。

①換気 ②咳エチケット ③外出控え
④密集回避 ⑤密接回避 ⑥密閉回避

- 1 「ピクトグラム」を知っていますか。それは「絵文字」「絵単語」と呼ばれるもので、絵で情報や注意を示すものです。例えば、これは「手洗い」を促すピクトグラムです。

- 2 これらは、感染症予防を呼びかけるため、厚生労働省が示しているピクトグラムです。①～⑥は何を表しているか、ワークシートに書きましょう。

- 3 (1) 答え合わせをします。
※答えは左下□内のとおりです。
(2) いろいろなピクトグラムがありますが、絵で意味が伝わるメリットは何でしょうか。ワークシートに書きましょう。
(3) これらのピクトグラムの中から、自分や家族が心がけている感染症予防を一つ選びエピソードを交えて自己紹介します。

☆人権教育上のポイント

情報や注意が絵で伝わり多くの人に理解されるピクトグラムのメリットに気付くとともに、実例の紹介から互いの取り組みを知ります。また、自分や自分の家族の感染症対策を再確認することで、学びへの意識を高めます。

ワークシート

○ 下のピクトグラム（絵文字・絵単語）の意味を書きましょう。



① ()



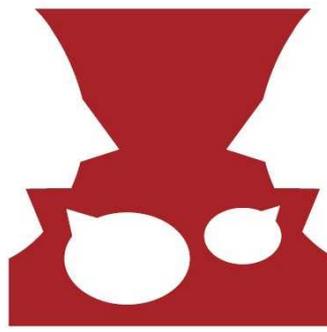
② ()



③ ()



④ ()



⑤ ()



⑥ ()

○ 絵で意味が伝わるピクトグラムのメリットとは何でしょう。



私のナンバー

関連するプログラム

- プログラム2
たすけて、は見えにくい
- プログラム3
見えてる？見えてない？

形態：ペア
時間：10分程度
対象：小学生以上
人数：何人でも
準備物：A4用紙

展開のしかた

- 1 A4の紙を四等分にし、そのマスの中に自分自身に関係のある数字（1～12）を書き込みます。

【例】

| | |
|---|----|
| 2 | 5 |
| 7 | 11 |

- 2 ペアの人と簡単に自己紹介した後、その数字と自分の関わりや意味を伝え合います。
- 3 共通の数字があったら丸をつけます。
- 4 共通の数字があったとき、またはなかったとき、どのような気持ちでしたかを考えます。

言葉かけ例

1 A4用紙を横にします。縦に半分、横に半分に折り、4つのマスを作ります。その中に、自分自身に関係のある数字（1～12）を思い浮かべ、書き込みます。

2 ペアの人と簡単に自己紹介をした後、自分の書いた数字に関係するエピソードについてお互いに伝え合います。

3 共通する数字があったら丸で囲んでください。

4 共通の数字があったとき、どのような気持ちになりましたか。なかったときは…。活動の前と比べて気持ちの違いはありますか。

☆人権教育上のポイント

お互いが自分に関係のある数字を用いた自己紹介をすることで、相手への関心をもち、理解を深めようとする意欲を高めます。さらに、同じ数字の背景にあるエピソードが相手との距離感を縮めたり、違うと感じたりすることをおして、多様性を受け入れようとする意識を高めます。

ものの見方・考え方

関連するプログラム

- プログラム2
たすけて、は見えにくい
- プログラム3
見えてる？見えてない？

形態：個人、ペア

時間：10分程度

対象：小学生以上

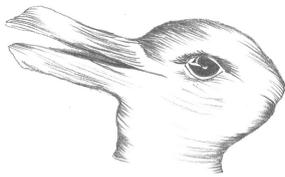
人数：何人でも

準備物：2枚の絵（「鳥とうさぎ」、「婦人と老婆」）

展開のしかた

言葉かけ例

- 1 図Aを見て、どんな生き物に見えるか考えます。



図A

- 2 図Bを見て、女性の年齢を考えます。



図B

- 3 図Bから二人の女性が見えるか考えます。（二人の女性が見えるよう、解説を加えます。）

- 4 今までに一面的な見方しかできず、決めつけてしまった経験を思い出します。

- 1 (1) この絵を見て、どんな生き物に見えますか。（少し時間をとる。）
(2) 「鳥」と「うさぎ」が同時に見えますか。

- 2 (1) この女性の年齢は何歳位だと思いますか。（少し時間をとる。）
(2) 「若い女性」に見える人と、「高齢の女性」に見える人がいます。二人の女性の顔が同時に見えますか。

- 3 若い女性 高齢の女性
・後ろ向き ・横向き
・右耳 ・右目
・あご ・鼻
・首飾り ・くちびる
このように見るとどうですか。

- 4 物事を見るときには、一面的な見方ではなく、見る角度や、どこを中心に見るかなど、いろいろな視点に立って考えることも大切だと思いませんか。

☆人権教育上のポイント

複数の解釈ができる絵について考えることをとおして、物事には、多面性があることを知り、意図的に複数の視点から見ようとする大切さに気付くことができます。人間関係においても、相手の短所ばかりを捉えていると長所が捉えにくくなる、ということに気付き、様々な視点に立って考える意識を高めます。

図 A

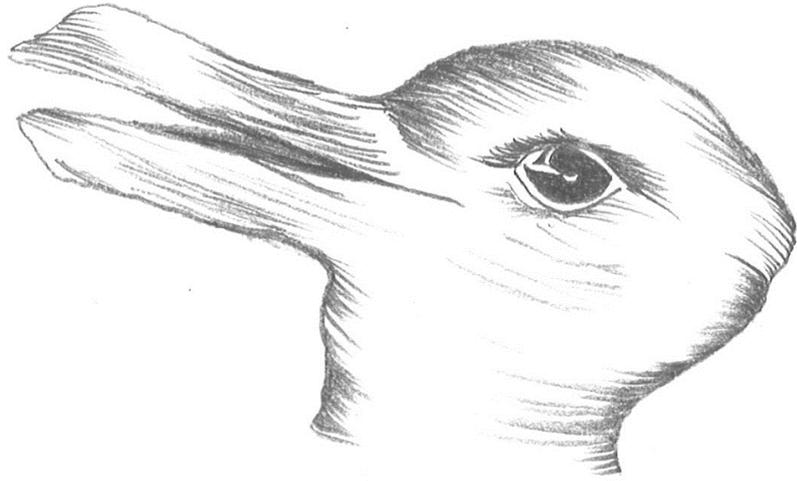


図 B



3つのサイン

関連するプログラム

- プログラム2
たすけて、は見えにくい
- プログラム3
見えてる？見えてない？

形態：全体

時間：10分程度

対象：小学生以上

人数：何人でも

準備物：色上質紙3色または付箋紙3色（緑色、黄色、桃色）

展開のしかた

言葉かけ例

1 「3つのサイン」についての説明を聞きます。

「緑色」・・・男性

「黄色」・・・女性

「桃色」・・・どちらともいえない

2 質問に対し、3つのサインのうち自分の考えに最も近いサインを示します。

◆質問の例

- ・料理が得意なのは？
- ・家庭でゴミ出しをするのは？
- ・学校や地域の奉仕作業に参加するのは？

3 質問ごとに、そのサインを選んだ理由を数名に聞きます。

4 気付いたことや感じたことを数名に発表してもらい、活動を振り返ります。

1 今からいくつか質問をします。その質問に対して「男性」をイメージする人は「緑色」、「女性」をイメージする人は「黄色」、「どちらともいえない」人は「桃色」のサインを示してください。

2 サインを出したら、他の参加者がどんなサインを出しているか、周囲を見回してください。

3 それぞれのサインを出した人の中から何人かの人に、選んだ理由を聞いてみたいと思います。どうして、そう思ったのですか。

4 男性の立場、女性の立場、それぞれの意見が出されましたが、お互いを尊重し、男女とも平等な関係を築いていくことが大切です。

☆人権教育上のポイント

日常生活における男女の役割分担についての質問に答えることで、自分の中の男性や女性に対するステレオタイプに気付くことができます。男女が協力し、尊重し合いながら、平等な関係を築いていく大切さに気付きます。

後出しジャンケン

関連するプログラム

○プログラム2

たすけて、は見えにくい

形態：全体
時間：5分程度
対象：小学生以上
人数：何人でも
準備物：なし

展開のしかた

言葉かけ例

1 ルールの説明をします。
ファシリテーターが「ジャンケンポン」というかけ声で出したジャンケンを見て、参加者全員が（「ポン」と言いながら）後出しでジャンケンをします。

2 最初にファシリテーターと「あいこ」になるようにジャンケンをします。続いて「勝つ」ジャンケン、最後に「負ける」ジャンケンを行います。

3 「あいこ」「勝つ」「負ける」のうち、難しかったジャンケンについて思い浮かべ、どうして出しにくいのかを考えます。

1 ルールを説明します。私が「ジャンケンポン」と言って出したジャンケンを見て、みなさんは「ポン」と言って、後出しでジャンケンをしてください。

2 (1) まず、私と「あいこ」になるように出してください。
(2) 次に、私に勝つように出してください。
(3) 最後に、私に負けるように出してください。

3 後出しジャンケンをしてみてどうでしたか？
「勝つ」よりも「負ける」方が難しいのは、幼い頃から、ジャンケンは勝つために行ってきた「経験」が「習慣」になっているからです。普段の生活の中にも、無意識で決めつけたり偏見を持ったりしていることがあるかもしれませんね。

☆人権教育上のポイント

後出しのジャンケンをすることで、「勝つ」よりも「負ける」方が難しいことに気がきます。それは、勝つようにジャンケンをしてきた「経験」が「習慣」になっているからです。普段何気なくしていることに固定観念があり、普段と違うことをするのは難しいこと、柔軟に物事をとらえることが大切であることに気がきます。

流れ星

対応する人権問題

○プログラム2

たずけて、は見えにくい

形態：全体・ペア

時間：10分程度

対象：小学生以上

人数：何人でも

準備物：ペン（カラーペン）、A4程度の大きさの紙

展開のしかた

- 1 ペアを決め、個別に紙を配ります。
- 2 「流れ星」「月」「木」「花」を順番に描きます。（カラーペンを使用する場合は、好きな色で描いて良いことを伝えます。）
- 3 ペアの人と絵を見せ合い、自分との違いを確認します。
【違いの着眼点例】
 - ・「流れ星」大きさ、流れる向き、形等
 - ・「月」形、大きさ、位置等
 - ・「木」形、大きさ、位置、葉の様子等
 - ・「花」形、大きさ、位置、数等※カラーペンを使用したときは、色の違いも確認すると良いでしょう。
- 4 簡単な絵であっても、人によって描き方には様々な違いがあることに触れ、活動のふりかえりをします。

言葉かけ例

- 1 これから、紙に4つの絵を描いてもらいます。絵は上手かそうでないかは問いません。紙は縦長に使っても、横長に使っても構いません。
- 2 まず「流れ星」を描いてください。次に「月」を描いてください。さらに「木」を描いてください。最後に「花」を描いてください。
- 3 ペアの人と絵を見せ合い、自分の絵との違いを確認しましょう。例えば、大きさや星の流れている方向、形に違いはありますか。月の形や位置、大きさに違いはありますか。
- 4 色々な違いがありましたが、絵が間違っているわけではありませんよね。この活動をとおして、どんなことを感じましたか。

☆人権教育上のポイント

自分がイメージしたもので、他の人が同じイメージをもっているとは限らないことに気付きます。また、お互いの考えを認め合うことができるような雰囲気をつくり、これからの学びにつなげます。

サイレント・ジャンケン

関連するプログラム

○プログラム3
見えてる？見えてない？

形態：ペア
時間：10分程度
対象：小学生以上
人数：何人でも
準備物：なし

展開のしかた

言葉かけ例

- 1 ルールの説明をします。
 - 全く声を出さずにジャンケンをします。
 - 勝ったらジェスチャーで勝利の喜びを表します。
 - 2回目以降は、勝ったら前回の勝利のジェスチャーより大きなジェスチャーで勝利の喜びを表します。
 - 「あいこ」になったらリセットします。

- 2 実際にジャンケンをします。（時間や会場によっては、途中でペアを変えて行うことも可能です。）

- 3 このジャンケンの勝利は普通のジャンケンの勝利とどのような違いがあったか、また「あいこ」のときの気持ちなどを振り返ります。

1 全く声を出さずに行うジャンケンです。これからルールを説明します。

勝ったらジェスチャーだけで勝利の喜びを表してください。2回目からは、前回のジェスチャーよりも大きなジェスチャーで勝利を表してください。「あいこ」になったらジェスチャーはリセットします。

2 それでは、声を出さずにペアの人とジャンケンをしてください。

3 このジャンケンで勝ったときどのように思いましたか。普通のジャンケンの勝利との違いは何でしょうか。また「あいこ」のときの気持ちはどうでしたか。

☆人権教育上のポイント

ジェスチャーもコミュニケーションの大切な方法であることに気付くとともに、相手に対する関心を高めます。また、勝ったときやあいこのときの気持ちを考えることで、相手を尊重した動作や接し方の重要性に気付きます。

指遊び〔指折り・親指と小指〕

関連するプログラム

○プログラム3

見えてる？見えてない？

形態：全体
時間：10分程度
対象：小学生以上
人数：何人でも
準備物：なし

展開のしかた

- 1 〔指折り〕
 - (1) 両手をパーにした状態で、親指から順に1～10まで数えます。
 - (2) 片手をパー、反対の手は最初から1本折り曲げておき、指を折りながら10まで数えます。
- 2 〔親指と小指〕

両手の手のひらを自分の方に向けて前に出して軽く握り、左手は親指を、右手は小指を出します。（ファシリテーターは参加者と正対するので逆の手が望ましいでしょう。）
- 3 「1」の合図で、両手の指を元に戻し、「2」の合図で左手は小指を出し、右手は親指を出します。「1、2」の合図で指は反対になります。
- 4 「1、2」の動作を歌に合わせます。

（例『もしもしかめよ』『どんぐりころころ』など、短めで誰もが知っている曲をゆっくり歌います。）
- 5 活動のふりかえりをします。

言葉かけ例

- 1 (1) 両手ともパーにしてください。親指から順に折っていき、10まで数えます。
(2) 次に片手をパー、反対の手は親指を折り曲げます。この状態から指を折りながら10まで数えます。

- 2 私と同じように、両手を前に出して、左手は親指を、右手は小指を出します。

- 3 これから「1、2」と合図を出します。「1」の合図で今出している指を引っ込め、「2」の合図で左手は小指を、右手は親指を出すようにしてください。少し練習します。「1」、「2」、「1」、「2」…。

- 4 これから『例：もしもしかめよ』を歌いますので、それに合わせて指を出したり引っ込めたりしてください。ゆっくりいきますね。

- 5 楽しかったのはどちらの指遊びでしたか。間違えてしまったとき、どう感じましたか。

☆人権教育上のポイント

二つの指遊びの活動をとおして、心地よい雰囲気を感じるとともに、これからの活動への緊張をほぐします。また、温かな雰囲気は他者を認めることで生まれることに気付きます。

リズム遊び（拍手・指揮）

関連するプログラム

○プログラム3

見えてる？見えてない？

形態：全体
時間：10分程度
対象：小学生以上
人数：何人でも可
準備物：なし

展開のしかた

言葉かけ例

1 〔拍手〕

ファシリテーターが「1、2、3、1、2、3…」と3拍子を声に出しながら指1本を出したら「1」のとき拍手をするようにします。

1 「1、2、3、1、2、3…」と言いますので、私が指を1本出したら「1」のときに拍手をしてください。練習しましょう。

2 同じように指を2本出したら「2」のときに拍手を、指を3本出したら「3」のときに拍手をするようにします。

少し練習したら、指の本数をランダムにしたりスピードを速めたりします。

2 指2本のときは「2」のときに、指3本のときは「3」のときに拍手をしてください。
出す指の数やスピードが変わりますので、ついてきてくださいね。

3 〔指揮〕

左手は2拍子、右手は3拍子になるように手を大きく動かします。（ファシリテーターは正対するので逆の手が望ましいでしょう。）少し練習します。

3 3拍子に慣れたところで、マルチな指揮者になっていただきます。左手は上下で2拍子を取り、右手は三角形を描いて3拍子をとります。これを同時に動かします。

4 ファシリテーターが「1、2、3、1、2、3…」と3拍子を声に出し、2回目の「3」のときに両手と同じ位置になることを説明します。（3拍子の童謡に合わせることも可能です。）

4 「1、2、3、1、2、3…」と言います。2回目の「3」のときに両手と同じ位置になるはずですよ。
※「ぞうさん」、「海」に合わせてやってみましょう。

5 活動のふりかえりをします。

5 リズムはとれましたか。できたときはどんな気持ちでしたか。

☆人権教育上のポイント

二つのリズムとりの活動をとおして、温かな場の雰囲気をつくり、これからの活動への緊張をほぐします。また、自分の思い通りにならないことに気付くとともに、人によってできることに違いがあることを知り、他者を認めようとする態度を育てます。

参 考



表紙イラスト

令和2（2020）年度人権に関するイラスト入賞作品

「幸せのなる木」 佐野日本大学高等学校3年 館野 真凜さん

【制作意図】 豊かな心がいっぱいになる木の下で、人々が楽しく暮らしていける様子を描きました。一人一人が幸せになってほしいという思いを込めて、この絵を描きました。



出典・参考一覧

- ・『赤十字NEWS4月号』 日本赤十字社 令和2（2020）年4月
- ・日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」
http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html
- ・「考えよう！新型コロナウイルス感染症と人権」 栃木県教育委員会 令和2（2020）年7月
- ・認定特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク
<http://www.orangeribbon.jp/>
- ・栃木県こども政策課「児童虐待相談件数」
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/welfare/kodomo/gaykutaiboushi/houdou/28gyakutaisoudannkennsuu.html>
- ・東京都江戸川区子ども・子育て応援会議 資料5「児童虐待『対応事例』と地域の関わり方」
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/7219/24shiryo5.pdf>
- ・総務省「インターネット上の誹謗中傷への対策」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/hiboutyusyou.html
- ・一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構「No Heart No SNS」
<https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>
- ・栃木県こども政策課「こんなことがあったら虐待も疑われます！」
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e06/welfare/kodomo/gaykutaiboushi/1229945855877.html>
- ・「人権の窓（高校1年学習資料）」 栃木県教育委員会 令和2（2020）年6月
- ・栃木県人権・青少年男女参画課 人権施策推進室「人権啓発ビデオソフト一覧」
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/jinken/jinken-video.html>



編集委員

（〇印は編集委員長）

| | |
|---------|------------------------------------|
| 田中 久之 | 栃木県教育委員会事務局河内教育事務所ふれあい学習課社会教育主事 |
| 大橋 礼子 | 栃木県教育委員会事務局上都賀教育事務所ふれあい学習課社会教育主事 |
| ○ 上野 竜一 | 栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所ふれあい学習課副主幹 |
| 高山 康代 | 栃木県教育委員会事務局下都賀教育事務所ふれあい学習課副主幹 |
| 中山 孝志 | 栃木県教育委員会事務局塩谷南那須教育事務所ふれあい学習課社会教育主事 |
| 佐藤 正明 | 栃木県教育委員会事務局那須教育事務所ふれあい学習課社会教育主事 |
| 萩野 和美 | 栃木県教育委員会事務局安足教育事務所ふれあい学習課副主幹 |
| 永島 寿一 | 栃木県総合教育センター生涯学習部副主幹 |
| 田村 充 | 栃木県教育委員会事務局生涯学習課ふれあい学習担当社会教育主事 |

「人権ワークショップ 2020」

令和3（2021）年3月

編集・発行

栃木県教育委員会事務局生涯学習課

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

TEL 028-623-3404 FAX 028-623-3406

E-mail syougai-gakusyuu@pref.tochigi.lg.jp

※本資料は、下記ホームページにも掲載します。

栃木県教育委員会/人権に関する社会教育指導資料

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/education/shougai/suishinjigyuu/jinken-guide-top.html>

栃木県 人権 指導資料

🔍 検索

